



アジア圏化学系情報ポータルサイト Chemlinked Japan のご紹介

日本ケミカルデータベース株式会社
グローバルソリューション部

JCDB

Japan Chemical Database Ltd.

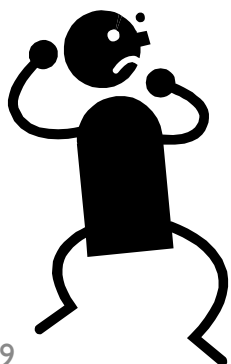
中国化学品法規の動向

- 危険化学品
- 新規化学品
- SDS・ラベル
- 輸入／輸出検査
- 中国国内の生産／加工／経営許可
- 中国国内の輸送

法規対応の主な問題点と課題

- 各法規体系が複雑でわかりにくい
- 全体的な化学品法規体系も複雑
- 現地の最新情報が把握できない
- 化学品はどの法規に該当するのか
- どんな対応をすればいいのか

? ...etc.



I. Chemlinked Japan の概要

- **Chemlinked Japan** (ケムリンクド ジャパン)
...REACH24H社が運営する
中国を中心とした化学系情報ポータルサイト
(中国・日本・韓国・台湾・タイ・マレーシア・フィリピン・シンガポール)

【主な機能】

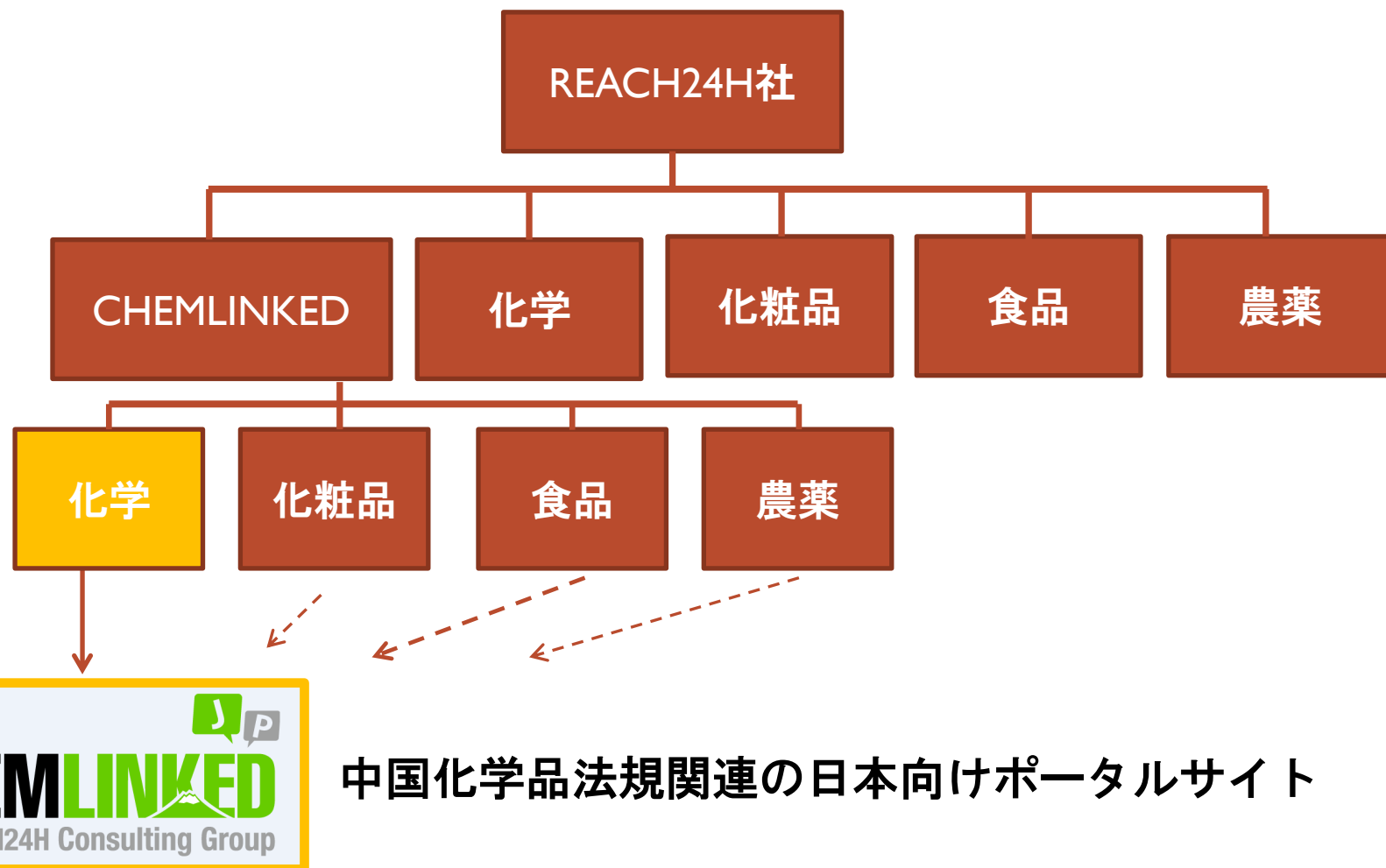
- ① ニュース記事...120件
- ② インベントリーリスト数...40リスト、のべ5万物質
- ③ 法規制データベース収載規制数...150件

※2014年9月24日現在 (順次追加)

※月2回のnewsletter配信



I. Chemlinked Japan の概要



2. REACH24H社について

- 本 社 : 中国 杭州
- 代 表 : Jim Wei (魏 文鋒)
- 創 業 : 2006年
- 従業員 : 125 名
- サービス : 中国新化学物質申告、中国GHS法規対応、危険化学品登記、中国法規コンサルティング等



- 日本における展開：
2013年より日本ケミカルデータベース（株）（JCDB）との販売代理契約を締結。
日本のお客様については連携を取りサポートを行う。

3. Chemlinked Japanの主な活用方法

- 中国を中心とした化学関連情報の収集
- 物質の中国インベントリ収載状況チェック
- 化学関連の中国法規の原文や概要の確認

⇒ 中国の化学関連情報を
日本語でわかりやすく理解するためのツール

4. JCDB他製品との比較

	Chemlinked Japan	LOLI	ezADVANCE
ニュース配信	○	×	×
インベントリーリスト	* 中国のみ	* 世界115ヶ国以上	* 日本・海外
法規法令情報	○ * 中国のみ * 原文・概要	○ * リストの概要 * 出典元のリンク	○

⇒ 中国に特化した化学品法規情報の収集

5-1. 主な機能① ニュース配信

CHEMLINKED by REACH24H Consulting Group
法規制による障壁を除去
海外進出を促進

日本語 | English

ホーム ニュース Chempedia 専門家記事 Ebook ツールボックス 法規制データベース 会員案内 サービス案内

ニュース

環境保護部登録センター 旧HPサービスが終了
筆者:ChemLinked 翻訳者:Usagi Ouyang on 2014年07月07日
中国新化学物質環境管理のオンラインプラットフォームとして、環境保護部化学物質登録センター (CRC-MEP) の旧ホームページ (www.crc-mep.org.cn) サービスは2014年7月1日をもちまして終了となりました。同時に、新たなHP (www.mepssc.cn) サービスは正式的に利用できるようになります。今後、新化学物質登録に関わる情報や書類等は全て新たなHPで開示されることとなります。

去年6月、中国環境保護部部固体廃棄物管理センターは化学品登録センターと統合され、環境保護部固体廃棄物及び化学品管理技術センター (以下「固管センター」という) となりました。そのため、新たなホームページを作成することが必要となりました。固管センターは中国環境保護部の下にあるレベルの行政機関であり、旧化学品登録センターと比較してレベルが高いほか、環境保護部との関係もより深く、政策の遂行や制定に更に大きな影響を及ぼすと見られています。

関連リンク
• [中国環境保護部化学品登録センター報道発表](#)

PDF Download

コメントを追加

名前: konishi

③コメント欄 (掲示板)

Notify me when new comments are posted

保存

お問い合わせ?

Usagi Ouyang Author
P.R.China, Hangzhou

④問い合わせフォーム

ご内容をご記入ください。

提出

<ニュース トップ画面>

<ニュース記事 (例)>

5-2. 主な機能②

インベントリーツールボックス

中国化学物質インベントリーツールボックス (英語版)

中国化学物質インベントリーツールボックスは、化学物質のCAS番号や化学名などから対象化学物質に関する法規制情報を検索することができるオンラインツールです。本ツールボックスは、「中国現有化学物質名録（2012年版）」に収録されている約45,000物質のほか、中国における物質-禁止化学物質として指定される5,000種に基づいています。

本ツールボックスは英語版と中国語版があります。

① 検索ボックス
(英語・中国語物質名/CAS番号)

中国化学物質インベントリーツールボックス一覧

Inventory of Existing Cosmetic Ingredients in China (IECIC 2014 Final version)

4 中国現有化粧品原料名録

+ PPG-75-PEG-300 HEXYLENE GLYCOL PPG-75-PEG-300 己二醇

+ XYLENE 二甲苯

+ AMBACRYLUM XYLENE SULFONATE 二甲苯磺酸酯

② 検索結果

(1) リストの選択

(2) 選択リスト内の該当物質/製品選択

List of Banned Substances for Use in Cosmetics

化粧品禁用物質名録

危険化学物質目録(2002年版)

Catalogue of Hazardous Chemicals (2002)

Step 1 Input substance information in search box

Step 2 Search results will list which inventory(s) contain the substance

Step 3 Click on the inventory of interest to view detailed information

Step 4 Please click on PDF Download to obtain a copy of our full regulatory report in pdf

xylene Search

Chinese name CAS no.

PPG-75-PEG-300 HEXYLENE GLYCOL PPG-75-PEG-300 己二醇

The substance you are searching for is included in:

Inventory of Existing Cosmetic Ingredients in China (IECIC 2014 Final version)

About the list/catalog and the relevant Chinese regulation:

issuing authority: China Food and Drug Administration

Document Number: CFDA Announcement 2 of 2013

Date of release: 2013-05-07

Date of implementation: 2013-05-07

area of law: cosmetics

Legal status: effective

About Industry Compliance Duties:

China requires registration of new cosmetic ingredients with CFDA prior to being used in cosmetic products.

Ingredients included in the "Inventory of Existing Cosmetic Ingredients in China" (IECIC) are not "new ingredients" and need not application.

Another two criteria to determine ingredients are "used" are listed below:

- Have been used in the approved special use cosmetics
- Be part of a plant that has been approved as cosmetic ingredient

If none of the above three criteria are satisfied, they must be registered with CFDA first.

In case that a cosmetic ingredient is a new chemical as well, importers and manufacturers may also apply for China new chemical substance notification (NCSN) to the Chemical Registration Center of Ministry of Environmental Protection (CRC-MEP) according to MEP Order 7.

① 関連法規情報

② 選択インベントリの義務

< 検索ページ >

< 詳細情報ページ >

5-2. 主な機能②

インベントリーツールボックス

- 中国現有化学物質名録（2013）
- 劇毒化学品名録（2002）
- 中国で厳しく輸出入が制限される有毒化学品目録（2014）
- 重点監管危険化学品名録
- 危険化学品目録（2002）
- 危険化学品目録（2013意見募集）

...計63リストを収載（2014年11月1日現在）

5-4. その他機能①

➤ Chempedia (ケムペディア)

アジア太平洋各国・各地域の主要な化学物質規制を
詳細に解説した「百科事典」(例:「国務院第591号令」)

中国国務院第591号令——「危険化学品安全管理条例」

Editor: Usagi Ouyang Last Update: 2014-09-10

Favorite | PDF | E-mail | LinkedIn | Tweet | ShareThis

2011年12月1日より、「危険化学品安全管理条例(修正案(国務院第591号令))が正式施行されました。本条例は危険化学販売、貯蔵、運送、使用等で、局が中国における危険化学品に、国民の生命・財産・安全を所を取り扱う関連事業団体は該条

- ①沿革
- ②改正の経緯
- ③主要な関連規制

- 化学品の分類および表示に関するシート(SDS)及び危険有害
- 「危険化学品登録管理弁法」(安全生産監督管理総局第53号令)及び「危険化学品環境管理登録弁法(試行)」(環境保護部令第22号令)に基づく申告・登録に関する義務
- 危険化学品を製造、使用、経営(販売、貯蔵及び運送を含める)するための行政許可の取得義務
- 危険化学品出入国法定検査

①目次

- 1 概要
- 2 沿革
- 3 主管部門
- 4 591号令に基づく規制の仕組み
- 5 監督管理範囲
 - 5.1 危険化学品目録
- 6 企業の義務
 - 6.1 GHS対応
 - 6.2 危険化学品登録
 - 6.3 危険化学品許可制度
 - 6.4 出入国検査
- 8 関連記事
- 9 専門家記事&電子書籍

中国:	
国務院第591号	
危険化学品安全管理条例	
可決会議	国務院第144回常務会議
沿革	
可決日	2011年2月16日
発表日	2011年3月2日
発効日	2011年12月1日
改正の経緯	
1961年1月28日(廃止)	化学危険物品安全生産、貯蔵、経営及び運送に関する5つの規制
1987年2月17日(廃止)	国務院総理が発表した「化学危険物品安全管理条例」
2002年3月15日(切替)	「危険化学品安全管理条例」(国務院第344号令)
主要な関連規制	
2012年8月1日	安監総局令第53号
2011年12月1日	安監総局令第41号
2013年5月1日	安監総局令第57号
2012年9月1日	安監総局令第55号
2013年7月1日	交通部令2013年第2号
2008年12月1日	鉄道部令2008年第174号
2013年9月1日	安監総局令第60号
2013年3月1日	環境保護部令第22号

許可制度

このように、危険化学品サプライチェーンの各ステップで必要な行政許可及び主管部門が異なります。

化学品を取り扱う企業に相応する重要な許可に関する管理は591号令に基づく関連許可制度に注意しなければ

品生産企業安全生産許可証実施弁法(修正案)」で示された「危険化学品経営許可証管理弁法」(安監用許可証実施弁法)(安監局第57号令)にも許可証の

検査検疫総局及び税関総署が『出入国検査検疫 機関録』(連合公告2011年第203号)を共同発表する10物質は2002年版「危険化学品目録」を基にして、また2012年2月29日に国家質量監督検査検疫総局が検査を受ける商品の範囲は「危険化学品目録」(2002

検査を申請する際に、図10に記載される書類が必要とされ、指定された実験室が提供する危険有害性鑑定及び、検査検疫局は成分の情報、物理化学的特性、危

管理は巨大な変化が起きており、今後の数年に更に発展すると見込まれます。最も注目される部分は下記6つとなります:



5-4. その他機能②

➤ Ebook (イーブック)

Chemlinkedより発行されるアジア太平洋各国・各地域の化学物質規制に関する報告、専門家記事の電子出版物
(例:「国務院第591号令」)

化学品物理的危険性鑑定・分類管理弁法

作成者:ouyangjieqing 作成日:2014-08-28

♥ Favorite | PDF | E-mail | LinkedIn | Tweet | ShareThis



タイトル	化学品物理的危険性鑑定・分類管理弁法 化学品物理危険性鉴定与分类管理办法
言語	日本語
価格(税別)	9,000円
書式	PDFファイル
ページ数	6ページ
作成者	
出版日	2014-08-28

詳細 「化学品物理危険鑑定及び分類管理弁法」(安全生産監督管理総局第60号令、以下「第60号令」という)は、中国に製造・輸入される物理的危険性が不明な化学物質に対して識別し、分類を行うために制定されたものです。

「第60号令」は、化学物質の適用範囲、規制当局及びその責任、「第60号令」に基づく業界の義務、物理的危険性鑑定及び分類の手続及び審査、鑑定報告書、分類報告書の作成及び構成、違反する場合の処罰等が明確化されています。

また、当該規制は中国の危険化学物質登録を強制的に実施すると定める「危険化学品登録管理弁法」(安全生産監督管理総局第53号令) 第12条の4に基づく「危険化学品登録は危険化学品の物理的危険性、環境有害性及び毒性の情報を含まなければならない」という規定に関する附属書類だと見られています。

なお、行政措置の厳しさを緩和、企業の負担を軽減するために、規制当局は2012年12月発表された案の内容を大幅に削除、調整して最終版を制定することになりました。主要な変更点は下記のようにまとめられます：

科学研究または製品開発を目的とした物理的危険性が未明な化学物質について、年間製造量または使用

5-4. その他機能③

➤ 専門家記事

政府、業界の専門家が専門的な知見で投稿した記事

専門家記事

10月
14

アジア各国におけるGHS実施の進捗

筆者: ChemLinked 翻訳者: Usagi Ouyang

CLP法規EC 1272/2008は2013年5月、国連GHS文書4版に基づき更新され、国連文書の「化学品危険分類」及び「分類原則」と一致するようになりました。その後、多くのアジア各国はこれに応じ、2013年下半年には自国のGHS規則を発表しました。そのうち、最も注目される国は中国、日本及び韓国の三カ国となります。

[詳細](#)

9月
24

新化学物質環境管理申告届出進捗分析

筆者: ChemLinked 翻訳者: Usagi Ouyang in China REACH

2010年10月より新化学物質環境管理弁法（環境保護部7号令）を実施して以来、「リスク管理」という理念がますます工業化学品業界に認知され、それに対応する企業も増加し、試験の手配、試験結果の解析、申告資料の準備及びリスク評価報告書の作成には多くの共通する問題が現れています。そのため、環境保護部固体廃棄物と化学品管理技術センターは2014年7月、セミナーを2回開催し、経験の交流と共有を促進し、申告企業が実際の申告で生じた問題を解決し、今後の新化学物質の申告過程を更に順調に行わせることにしました。

[詳細](#)

9月
24

中国新物質申告：混合物申告の難点及び対策

筆者: ChemLinked 翻訳者: Usagi Ouyang in China REACH

混合物は単一成分物質と異なる物質であり、「新化学物質環境管理弁法」（以下「弁法」という）及び「新化学物質申告登記ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）には明確な物質類型の区分はありませんが、申告表の第三部分「物質申告情報」には物質類別について3つの選択肢が設けられています。それは「唯一かつ分子構造が確定することができる」、「唯一ではない、分子構造が確定される」及び「ポリマー」です。

[詳細](#)

9月
18

中国新化学物質申告の總称名適用について

筆者: ChemLinked 翻訳者: Usagi Ouyang

中国の新化学物質申告では申告者が重要な物質情報が登記された用途、国内川下加工者、CAS番号、分子式や構造式、製造過程、ばく露や使用などにおいて機密とすることができるようになっています。加えて、中国の環境保護部（中国MEP）は機密請求に対して料金を請求していません。

[詳細](#)

9月
16

環保部22号令：実施の現状と立法目標の差異

筆者: ChemLinked 翻訳者: Usagi Ouyang in Decree 591

「危険化学品環境登記管理弁法」（試行）（環境保護部22号令）の制定目的は中国危険化学品環境管理を強化することです。2013年3月1日より有効となってから一年間が経ちましたが、全面的には実施されていません。多く

6. お申込みの流れ



【申込者様】

メンバーシップ申込

閲覧権限設定

REACH24H
Chemlinked サイト



JCDB
グローバルソリューション部

- ① **会員ID登録**：申込者ご自身で設定（ Chemlinked Japan上で申込み ）
※ID:メールアドレス パスワード：ご自身で設定
- ② **トライアル**：14日間の無料試用期間
- ③ **メンバーシップ購入**：
Chemlinked Japan上で申込ボタン押下
⇒ご請求内容が記載された注文受付メールご送付

- **契約期間**：年契約（お支払対象期間：ご契約お申込み月の翌月1日から12ヶ月）

7. お支払いの流れ



※お支払はJCDBへ、
日本円での日本口座へのお支払となります。

※JCDBよりご請求書を送付いたします。

8. 価格表

	無料	スタンダード (1人)	コーポレート (20人以下)	人数無制限
ニュース	△	○	○	○
Chempedia	△ (制限)	○	○	○
E-book	×	○	○	○
専門家記事	×	○	○	○
ウェブセミナー	○	○	○	○
セミナー・ワーク ショップ割引	×	×	○	○
イベントリー	○	○	○	○
法規制DB	×	○	○	○
日本販売価格 (12カ月,税別)	—	140,000円	410,000円	価格応談

9. デモンストレーション

- 中国法規対応サービス(REACH24H社)
- Chemlinked Japan のお問合せは

日本ケミカルデータベース株式会社
グローバルソリューション部

jcdb-gs@jcdb.co.jp

JCDB
Japan Chemical Database Ltd.

REACH24H GROUP 瑞欧
consulting


CHEMLINKED
by REACH24H Consulting Group